

別紙 5 養蜂等振興強化推進事業

第 1 事業の実施方針

今後、養蜂等の振興を図る上では、近年の蜜源植物の植栽面積の減少等により、蜂群の適正配置や農薬等による被害から蜜蜂を退避させるための場所が十分に確保できない状況にあること、またダニによる疾病が依然として多く発生していることといった課題に加え、施設園芸において花粉交配に利用されているセイヨウオオマルハナバチが平成 18 年に特定外来生物に指定されたことにより在来種マルハナバチへの転換加速化が急務となっていること、さらに近年の天候不順等により花粉交配用蜜蜂の需給は逼迫傾向にあることといった課題に対応する必要がある。

これらを踏まえ、本事業では、養蜂振興法（昭和 30 年法律第 180 号。以下「法」という。）に基づき、蜜源植物の植栽支援、ダニの総合的予防手法の検討や蜜蜂の衛生・飼養管理技術の普及等の取組、花粉交配用昆虫の安定確保を図るための園芸産地と養蜂家の連携や在来種マルハナバチの利用拡大の取組を支援する。

第 2 事業の内容

本事業は、蜜源植物の植栽支援や花粉交配用昆虫の安定確保支援を行う地域公募事業と衛生・飼養管理技術向上支援を行う全国公募事業から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

1 地域公募事業

I に定めるとおりとする。

2 全国公募事業

II に定めるとおりとする。

I 地域公募事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

(1) 本事業の内容は、以下のとおりとする。

ア 蜜源植物の植栽支援事業

事業実施主体は、法に基づく蜜源植物の保護増殖、蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等を支援するため、以下の（ア）及び（イ）の取組を必ず行うものとする。

（ア）植栽検討会議の開催

法に対応し、各都道府県における蜂群の適正配置等を図るための植栽支援について、養蜂家（業として蜜蜂の飼育を行う者（都道府県単位の養蜂協会等の養蜂グループの代表者を含む。）をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、農林業者団体、学識経験者等による植栽検討会議を開催する。

（イ）蜜源植物の植栽・管理

蜂群の適正配置等を図るため、蜜源植物の植栽・管理（保護柵設置等）を行う。

イ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施主体は、在来種マルハナバチの利用拡大を図るため、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、以下の（ア）及び（イ）に掲げる取組は必ず行うものとする。

（ア）検討会の開催

在来種マルハナバチの適切な利用方法、地域への定着や普及に向けた方策等を検討するための会議を開催する。

（イ）利用技術の実証・展示

在来種マルハナバチの適切な利用技術の確立を図るため、利用技術の実証・展示ほ場を設置して、適切な利用方法等の検証等を行うとともに、利用技術マニュアルの作成に必要なデータを収集する。

（ウ）先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等

情報収集のための先進地視察、利用技術マニュアルの作成、園芸農家向けの利用技術講習会の開催等、利用技術の普及のための取組を実施する。

ウ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

花粉交配用蜜蜂の安定調達を図るため、次に掲げる取組を行うことができるものとする。ただし、（ア）に掲げる取組は必ず行うものとする。

（ア）協力プランの作成

園芸農家や養蜂家等が参画する検討会を開催し、園芸農家と養蜂家が連携して花粉交配用蜜蜂の安定確保を図るための具体的な取組を記載した協力プラン（以下「協力プラン」という。）を作成する。作成に当たっては、必要に応じて情報収集のための先進地視察等を行う。

（イ）花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証

協力プランに記載する①花粉交配用蜜蜂の効率的な増殖技術、②生分解性

プラスチック巣箱の利用、ハウス内環境適正化や冬季の蜜蜂の消耗軽減等の蜜蜂の長寿命化に資する利用技術、③台風やダニ、スズメバチ等の被害防止のための技術等の実証を行い、技術マニュアルの作成に必要なデータを収集する。

(ウ) マニュアルの作成、講習会の開催等

技術マニュアルの作成、園芸農家又は養蜂家向けの技術講習会の開催等、技術の普及のための取組を実施する。

(2) 補助対象経費

ア 蜜源植物の植栽支援事業

植栽検討会議の開催に要する経費や蜜源植物の植栽・管理に要する経費。ただし、以下の(ア)から(ウ)までに留意することとする。

(ア) 蜜源植物の植栽に要する経費は、新規・拡大部分に係る経費のみを補助対象とし、既に蜜源植物の植栽が行われていた場所に係る経費は補助対象としない。ただし、既に蜜源植物の植栽が行われていた場所のうち、熊被害等により蜜源として定着していなかったもの及び植栽場所における蜜源量が配置する蜂群数に対し不足していたものは、新規・拡大部分とみなす。

(イ) 土地の借上費については、補助対象としない。蜜源植物を植栽する土地については、蜜源植物からの採蜜を予定している間は、当該植栽した土地を利用できるよう措置されているか事業実施主体において確認すること。

(ウ) 植栽する蜜源植物については草花や樹木などを対象とするが、ニセアカシア(学名：ハリエンジュ)等、農林水産省・環境省が平成27年3月に公表した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に位置付けられている植物の植栽は補助対象としない。

イ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

(ア) 検討会の開催

検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費等。

(イ) 利用技術の実証・展示

実証・展示ほ場の設置に必要なほ場の借上げ相当経費、実証・展示ほ場に導入する在来種マルハナバチの購入費、追加的に必要となる肥料や農薬、被覆資材等の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等。

(ウ) 先進地視察、マニュアルの作成、講習会の開催等

先進地視察に必要な専門家旅費、利用技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費、委託費、園芸農家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費等。

ウ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

(ア) 協力プランの作成

協力プランの作成のための検討会の開催に必要な会場借料、印刷製本費、消耗品費、委員旅費、先進地視察に必要な専門家旅費等。

(イ) 花粉交配用蜜蜂の安定確保のための技術実証

花粉交配用蜜蜂の効率的な増殖技術、長寿命化に資する利用技術、台風やダニ、スズメバチ等の被害防止のための技術等の実証に必要な資材購入費、

実証用蜜蜂の購入費、追加的に必要なとなる農薬等の生産資材の掛増経費、データ収集に係る消耗品費及び人件費等。

(ウ) マニュアルの作成、講習会の開催等

技術マニュアルの作成に必要な印刷製本費、人件費、委託費等、園芸農家又は養蜂家向け利用技術講習会の開催に必要な会場借料、印刷製本費等。

(3) 次の取組は国の助成の対象としない。

ア 国の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組

イ 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組

2 補助要件

(1) 事業実施主体

ア 蜜源植物の植栽支援事業

本要綱別表 1 の 5 (1) の事業実施主体の補助要件は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 本要綱別表 1 の 5 (1) アの事業実施主体の欄に掲げる協議会は、都道府県及び養蜂家に加え、市町村、植栽場所の提供者等の園芸農家、農業協同組合、試験研究機関等により構成されていること（都道府県及び養蜂家の参加は必須とする。）。

(イ) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

(ウ) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(エ) 事業の取組において、1 本以上の樹木が植栽されること。

イ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

本要綱別表 1 の 5 (1) イの事業実施主体の欄に掲げる農業者が組織する団体及び在来種マルハナバチ利用拡大協議会（以下「在来種マルハナバチ利用拡大協議会等」という。）について、補助要件は次に掲げるとおりとする。

(ア) 原則 5 戸以上の園芸農家が事業に参加すること。

(イ) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、在来種マルハナバチ利用拡大協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした在来種マルハナバチ利用拡大協議会等の運営等に係る規約（以下「在来種マルハナバチ利用拡大協議会等規約」という。）が定められていること。

(ウ) 在来種マルハナバチ利用拡大協議会等規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(エ) 在来種マルハナバチ利用拡大協議会にあっては、都道府県（普及指導センター及び試験場も可とする。）及び園芸農家を必須構成員とすること。

ウ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

本要綱別表 1 の 5 (1) ウの事業実施主体の欄に掲げる農業者が組織する団体及び花粉交配用蜜蜂安定調達協議会（以下「花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等」という。）について、補助要件は次に掲げるとおりとする。

- (ア) 原則 5 戸以上の園芸農家及び 1 戸以上の養蜂家が事業に参加すること。
- (イ) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等の運営等に係る規約（以下「花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等規約」という。）が定められていること。
- (ウ) 花粉交配用蜜蜂安定調達協議会等規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (エ) 花粉交配用蜜蜂安定調達協議会にあっては、都道府県（普及指導センター及び試験場も可とする。）、園芸農家及び養蜂家を必須構成員とすること。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

ア 蜜源植物の植栽支援事業

平成 31 年 1 月 1 日現在の飼育箱数（蜂群数）と比べ、当該蜜源植物の活用による蜂群の増加（蜜源植物の植栽を、農薬被害又は熊被害からの退避を目的として行う場合は、「蜂群の維持」でも可とする。）又は蜜蜂の生存率の向上。

イ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施地域において対象作物の栽培にマルハナバチを利用する園芸農家（花粉交配用蜜蜂からの切替又は併用に取り組む地域の場合、当該作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家）数に占める在来種マルハナバチを利用する農家数の割合を事業実施前から 20 ポイント以上増加させること。

ウ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

事業実施地域において養蜂家から園芸農家への花粉交配用蜜蜂の供給率(※)が 100%となること又は園芸農家から養蜂家に返却された蜂群の生存率が 5 ポイント以上向上すること。

(※)供給率＝実際に養蜂家が供給した巣箱数／園芸農家が必要とした巣箱数

(2) 目標年度

ア 蜜源植物の植栽支援事業

平成 32 年（西暦 2020 年）度とする。

イ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

平成 34 年（西暦 2022 年）度とする。

ウ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

平成 34 年（西暦 2022 年）度とする。

4 募集方法等

本事業の募集方法は、生産局長が別に定める公募要領による。

5 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 実効性

ア 事業内容は養蜂業の振興や花粉交配用昆虫の安定確保への直接的な効果が期待できるものとなっているか。

イ 養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。

ウ 地域における課題が十分に分析されているか。

エ 地方公共団体の関係部局が連携した推進体制となっているか。

オ 協議会の構成員に事業内容に直結した技術指導の経験のある者が含まれているか。

(2) 波及効果

ア 蜜源植物の植栽支援

(ア) 蜜源植物の植栽面積が合計 3 ha 以上増加する計画となっているか。

(イ) 飼育箱数を 3 % 以上増加（生存率が 5 % 以上の向上）又は維持（農薬被害からの退避が関与する場合のみ）する計画となっているか。

(ウ) 協議会が蜜源植物の植栽に関与する区域が都道府県全域であるか。

(エ) 協議会の構成員となっている都道府県において、蜜源植物の植栽を支援する予算が公募年度の前年度に成立しているか。

(オ) 事業計画において、二毛作の取組が見込まれるか。

イ 在来種マルハナバチの利用拡大支援

(ア) 成果目標の指標が、事業実施前と比べ 60 ポイント以上増加するか。

(イ) 利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。

(ウ) 園芸農家向け講習会を開催する計画となっているか。

(エ) 利用技術の実証成果を都道府県全域で普及する計画となっているか。

(オ) 10 戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。

ウ 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

(ア) 対象作物の栽培に花粉交配用蜜蜂を利用している園芸農家のうち、協議会に参加しているものの割合が 60 % 以上であるか。

(イ) 利用技術マニュアルを作成する計画となっているか。

(ウ) 園芸農家又は養蜂家向け講習会を開催する計画となっているか。

(エ) 蜜蜂の安定調達に資する技術実証を行う計画となっているか。

(オ) 10 戸以上の園芸農家が事業に参加する計画となっているか。

第 2 事業実施計画等

1 本要綱本体第 6 の 1 (1) アに基づく事業実施計画の作成及び提出は、以下のとおりとする。

(1) 蜜源植物の植栽支援事業

事業実施主体は、別添 1－1 に基づき蜜源植物の植栽支援事業の事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

(2) 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

事業実施主体は、別添 1－2 に基づき在来種マルハナバチの利用拡大支援事業

の事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

(3) 花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業

事業実施主体は、別添 1－3 に基づき花粉交配用蜜蜂の安定調達支援事業の事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

2 事業の承認・手続

(1) 事業実施主体は、別添 2 に基づき事業実施計画承認申請書を作成し、地方農政局長に提出して、その承認を得るものとする。

(2) 地方農政局長は、第 1 の 2 に定める補助要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

(3) 地方農政局長は、(2) により事業実施計画の承認を行う場合は、当該承認を受ける事業実施主体に対し、承認した旨を通知するものとする。

(4) 生産局長が別に定める公募要領により選出された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 に基づき、別添 3 により地方農政局長へ事業実施状況の報告を行うものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第 8 の 1 (1) に基づき、別添 4 により自己評価を行い、地方農政局長に報告を行うものとする。

Ⅱ 全国公募事業

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

事業実施主体は、法に定める蜜蜂飼育の届出義務及び蜜蜂の適正管理等に係る義務に対応するとともに、ダニによる被害の実態調査や蜜蜂の衛生・飼養管理等に関する技術指導方法の確立と普及、技術指導者の育成、蜜蜂飼育者の広域的な連携・活動支援等を行うことを目的として、以下の（１）から（４）までに掲げる取組の全てを必ず行うものとする。

（１）事業推進委員会の開催

蜜蜂の衛生・飼養管理等の技術指導者の育成、蜜蜂飼育者の広域的な連携・活動支援及びダニによる被害の実態調査のため、養蜂家、行政関係者、学識経験者等からなる事業推進委員会を開催する。

（２）講習会等の開催

地域で蜜蜂の衛生・飼育管理等の技術指導を行う者を育成するための講習会等を開催する。

（３）ダニによる被害状況等の調査

地域で飼育される蜜蜂に対するダニによる被害の状況及びダニによる被害防止対策の調査を実施する。

（４）衛生・飼養技術指導手引書等の作成

（２）の講習会等に必要な衛生・飼養技術指導手引書等を作成する。

2 補助対象経費

（１）委員会開催に係る委員謝金、委員旅費、会場借料、通信運搬費、賃金等

（２）講習会等開催に係る委員謝金、委員旅費、会場借料、通信運搬費、講習会用資材費、賃金等

（３）ダニによる被害状況等の調査に係る専門員謝金、専門員旅費、通信運搬費、賃金等

（４）衛生・飼養技術指導手引書等の作成に係る委員謝金、委員旅費、会場借料、通信運搬費、賃金等

3 補助要件

（１）事業の内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

（２）実施要綱別表１の５（２）の事業実施主体の欄の協議会は、次に掲げるとおりとする。

ア 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

イ 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (3) 1 (2) の講習会等の開催に当たっては、開催地の所在する都道府県との間で、内容等を協議するものとする。
- (4) 1 (4) の衛生・飼養技術指導手引書等を作成した場合、各地域で講習会等を行う場合に利用者が使いやすい内容にするものとする。
- 4 成果目標の設定
本事業で実施する講習会等において、合計 100 名以上に対して蜜蜂の衛生・飼養管理等に関する技術等を情報提供し、養蜂振興につなげるものとする。
- 5 募集方法等
本事業の募集方法は、生産局長が別に定める公募要領による。
- 6 審査基準
実施要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。
- (1) 実効性
 - ア 事業内容は養蜂業の振興や花粉交配用昆虫の安定確保への直接的な効果が期待できるものとなっているか。
 - イ 養蜂家や園芸農家のニーズに対応した事業内容となっており、事後評価手法は具体性があるか。
 - ウ 委員会の構成員に、西洋蜜蜂又は日本蜜蜂の飼育及び技術指導の経験がある者が含まれているか。
 - エ 委員会の構成員に蜜蜂に関する学識経験者が含まれているか。
 - オ 委員会の構成員に蜜蜂の衛生管理の指導経験がある行政関係者が含まれているか。
- (2) 波及効果
 - ア 事業実施主体の養蜂における知見・専門性は十分であるか。
 - イ 講習会の内容に、蜜蜂の衛生管理の内容が含まれているか。
 - ウ 講習会において、開催地域の技術指導者による指導が見込まれるか。
 - エ 講習会等は、小規模な蜜蜂飼育者にも波及する内容であるか。
 - オ 事業計画は、ダニによる被害からの回避に関わる関係者の参加が見込まれる内容であるか。

第2 事業実施計画等

- 1 事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1 (1) アに基づき、別添 6－1 より事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。
- 2 事業の承認・手続
 - (1) 事業実施主体は、別添 6 に基づき事業実施計画承認申請書を作成し、生産局長に提出して、その承認を得るものとする。
 - (2) 生産局長は、第 1 の 3 (1) に定める補助要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。
 - (3) 生産局長は、(2) により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける事業実施主体に対し、承認した旨を通知するものとする。
 - (4) 生産局長が別に定める公募要領により選出された補助金等交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができる。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添6により事業実施状況報告書を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添7により成果報告書を作成し、生産局長に提出するものとする。

(2) 生産局長は、事業実施主体から(1)の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別添8により評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

第4 その他

1 次の取組は、国の助成の対象としない。

(1) 国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を現に受け、又は受ける予定の取組

(2) その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

2 成果の普及

(1) 事業実施主体は本事業の趣旨に鑑み、成果を普及するため、新聞、図書、雑誌論文等の印刷物やインターネット等で本事業における成果等を公表し、地区推進の取組に情報・技術の提供をするものとする。

(2) 事業実施主体は、生産局長が本事業による成果の普及を図ろうとするときには、これに協力しなければならない。